

宮城県公報

発行 県
宮城県(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火, 金曜日発行)

宮城県公報

発行 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

(障害福祉課)
(畜産課)
(道路課)

二 畜種
牛(黒毛和種)
三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

南三陸町

五 発生年月日

平成二十二年十一月九日

六 患畜の取扱い

法令殺

〇宮城県告示第千六十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次とおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

平成二十二年十一月二十四日

○宮城県告示第千六十六号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十三条第一項の規定により、次とおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十二年十一月二十四日

一 家畜伝染病の種類
ヨーネ病

畜種

牛(黒毛和種)

患畜 一頭

発生の場所又は区域

南三陸町

発生年月日

平成二十二年十一月九日

患畜の取扱い

法令殺

〇宮城県告示第千六十七号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

変更後
あすか訪問介護事業所
目仙一台市太白区人来田二丁目十五号

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
〇四一五四〇〇七五三	株式会社SSTエンタープライズ	目仙一台市太白区人来田二丁目十五号	平成二十二年十一月一日

変更の区間		前後の (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後B	前A				
一三・五・五	三・五・〇	一、九五八・〇	一、九五八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する	
一三・五・五	三・三・〇	一、七五七・〇	一、七五七・〇		
一、七五七・〇	一一・五・五	一一・五・五	一一・五・五	敷地の区分を いづ。	

○宮城県告示第十六十八号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 下増田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第十六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 組合の名称

名取市闕下土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市増田字柳田三百七十九番一

三 設立認可の年月日

平成十六年一月十九日

四 変更認可の年月日

平成二十二年十一月十六日

○宮城県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、鶴田川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十一月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年十一月二十四日から平成二十二年十一月二十一日まで

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年十一月二十四日から平成二十二年十一月二十一日まで

<p>○富城県告示第千七十一号 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、旧迫川右岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に富城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に富城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>平成二十二年十一月二十四日</p>	<p>三 縦覧場所 加美町役場</p>
<p>一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し</p>	<p>所 長 高 橋 幸 夫</p>
<p>二 縦覧期間 平成二十二年十一月二十四日から平成二十二年十一月二十一日まで</p>	
<p>三 縦覧場所 大崎市役所、涌谷町役場</p>	
<p>教 育 委 員 会</p>	
<p>○富城県教育委員会告示第二十四号 社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十四年富城県教育委員会規則第三号）第四条第一項の規定により、社会教育主事資格認定証書を次のとおり交付した。</p> <p>平成二十二年十一月二十四日</p>	<p>宮城県教育委員会</p>
<p>認定番号 三三七</p>	<p>氏 名 富 田 文 靖</p>
<p>認定年月日 平成二十二年十一月十五日</p>	<p>交付年月日 平成二十二年十一月十六日</p>
<p>教育長 小 林 伸 一</p>	

三三八	横 山 明 美
平成二十二年十一月十五日	平成二十二年十一月十六日